

資料 10

さいたま文学館現行利用料金

(1) 展示観覧料

区分	利用料金	
	個人	団体（20人以上の場合に限る。）
一般	210円	一人につき 120円
学生・生徒	100円	一人につき 60円

備考 義務教育終了前の者については、無料とする。

障害者及びその介護者1名については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」により、展示室の観覧料は無料とする。

(2) 施設等利用料金

施設等の名称	利用料金		
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
ホール	5,140円	5,880円	5,140円
講座室1	1,360円	1,570円	1,360円
講座室2	1,050円	1,260円	1,050円
研修室1	630円	730円	630円
研修室2	1,150円	1,260円	1,150円
研修室3（和室）	840円	1,050円	840円
駐車場（1台）	30分100円 （最初の1時間は無料、当日最大1,000円）		

備考 障害者及びその介護者1名については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」により、展示室の観覧料は無料とする。

(3) 附属設備利用料金

附属設備名称	利用料金		
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
ビデオプロジェクター	1,410円	1,610円	1,410円
書画カメラ	680円	770円	680円
16ミリ映写機	600円	690円	600円
スライド映写機	490円	560円	490円
カメラ録画装置	740円	850円	740円

<参考>

さいたま文学館条例

第18条 知事は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に文学館の展示室に展示された文学資料の観覧及び文学館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

別表（第18条関係）

1 文学資料の観覧に係る料金

区分	利用料金	
	個人	団体（20人以上の場合に限る。）
一般	260円以下	一人につき 150円以下
学生・生徒	130円以下	一人につき 70円以下

備考 義務教育終了前の者については、無料とする。

2 文学館の施設等の利用に係る料金

施設等の名称	利用料金		
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
ホール	6,460円以下	7,390円以下	6,460円以下
講座室1	1,710円以下	1,980円以下	1,710円以下
講座室2	1,320円以下	1,580円以下	1,320円以下
研修室1	790円以下	920円以下	790円以下
研修室2	1,450円以下	1,580円以下	1,450円以下
研修室3（和室）	1,050円以下	1,320円以下	1,050円以下
駐車場（1台）	30分につき		100円以下
附属設備	知事が別に定める額以下		

備考

- 1 駐車場を利用する場合において、利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として利用料金を算定する。
- 2 駐車場（1台）の利用に係る料金は、1時間までは無料とする。

さいたま文学館管理規則

第4条 条例別表第2号の表の規定により別に定める附属設備の利用料金の額は、別表のとおりとする。

別表（第四条関係）

附属設備の名称	単位	利用料金の上限額（円）		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
ビデオプロジェクター	一式	1,770円	2,010円	1,770円
書画カメラ	一式	830円	950円	830円
十六ミリ映写機	一式	740円	860円	740円
スライド映写機	一式	610円	690円	610円
カメラ録画装置	一式	920円	1,050円	920円